

第870回宮城県教育委員会臨時会日程

日 時：平成27年8月20日（木）午後5時から

場 所：県行政庁舎16階 教育委員会会議室

1 出 席 点 呼

2 開 会 宣 言

3 第870回教育委員会会議録署名委員の指名

4 議 事

第1号議案 平成28年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について (高 校 教 育 課)

5 資料（配付のみ）

(1) 不登校児童生徒の現状について（8月定例会課長報告の訂正）

6 閉 会 宣 言

不登校児童生徒の現状について

1 平成26年度における本県小・中学校の不登校の現状

- (1) 本県の不登校児童生徒数は、小学校が501人(前年度比11人の増加)、中学校が2,190人(前年度比120人の増加)である。
- (2) 本県の不登校児童生徒の在籍者に占める割合(出現率)は、小学校が0.41%(前年度比0.01ポイントの増加)、中学校3.37%(前年度比0.20ポイントの増加)である。

■ 表1 不登校児童生徒数・出現率

【小学校】						【中学校】						【小学校+中学校】					
年 度	不登校児 童数(人)	出現率(%)			全国 順位	年 度	不登校生 徒数(人)	出現率(%)			全国 順位	年 度	不登校児童 生徒数(人)	出現率(%)			全国 順位
		県	国	全国比				県	国	全国比				県	国	全国比	
19	450	0.34	0.34	±0.00	20	19	2,203	3.24	2.91	+0.33	8	19	2,653	1.33	1.20	+0.13	12
20	439	0.34	0.32	+0.02	18	20	2,123	3.17	2.89	+0.28	7	20	2,562	1.30	1.18	+0.12	9
21	400	0.31	0.32	-0.01	23	21	2,022	3.02	2.77	+0.25	5	21	2,422	1.23	1.15	+0.08	12
22	417	0.32	0.32	±0.00	20	22	1,991	3.04	2.73	+0.31	9	22	2,408	1.24	1.13	+0.11	10
23	431	0.34	0.33	+0.01	17	23	1,914	2.92	2.64	+0.28	7	23	2,345	1.23	1.12	+0.11	10
24	455	0.37	0.31	+0.06	11	24	2,056	3.14	2.56	+0.58	1	24	2,511	1.33	1.09	+0.24	1
25	490	0.40	0.36	+0.04	16	25	2,070	3.17	2.69	+0.48	1	25	2,560	1.36	1.17	+0.19	6
26	501	0.41	0.39	+0.02	20	26	2,190	3.37	2.76	+0.61	2	26	2,691	1.45	1.21	+0.24	3

※不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあること。ただし、病気や経済的理由によるものを除く。

【参考】全国の小・中学校における不登校の現状 【平成27年度（H26年度分）学校基本調査速報】

- 全国の不登校児童生徒数は、小学校が25,866人(前年度比1,691人の増加)、中学校が97,036人(前年度比1,594人の増加)である。
- 全国の不登校児童生徒の在籍者に占める割合(出現率)は、小学校が0.39%(前年度比0.03ポイントの増加)、中学校が2.76%(前年度比0.08ポイントの増加)である。

	不登校児童生徒数			出現率		
	H25	H26	増減	H25	H26	増減
小学校	24,175人	25,866	+1,691人	0.36	0.39	+0.03
中学校	95,442人	97,036	+1,594人	2.69	2.76	+0.07

2 平成26年度の不登校対策

県教育委員会においては、震災3年経過後に配慮を要する児童生徒が最大値になるという前例や、平成24年度と平成25年度に中学生の不登校出現率が全国で最も高くなったことを踏まえ、市町村教育委員会と連携して以下の対策を講じてきた。

- (1) スクールカウンセラーの配置日数について、小学校では、震災時に就学前であった児童が在籍の過半数を超え、幼少期の心の問題が表出する傾向が強まることも踏まえ、配置日数を前年度比で400約70日増やし4,751日、418日へ拡充した。

■ 表2 スクールカウンセラーの拡充

年度	小学校	中学校	緊急派遣(県外)	計
26	4,751 4,418日	5,679 5,272日	441日	10,871 10,131日
25	4,351日	5,555日	645日	10,551 10,571日

※平成26年度の津波被災14市町への配置日数については、合計6,067 5,631日で全体の56%である。

- (2) スクールソーシャルワーカーの活用については、要望のあった全ての19市町に対し、前年度より6人多いのべ33人を配置した。

■ 表3 スクールソーシャルワーカーの拡充

年度	SSW人数	SSW活用市町村	資格者等
26	のべ33人	19市町(白石市, 角田市, 大河原市, 柴田町, 蔵王町, 塩竈市, 名取市, 岩沼市, 多賀城市, 利府町, 大和町, 大崎市, 栗原市, 石巻市, 東松島市, 女川町, 登米市, 気仙沼市, 南三陸町)	社会福祉士 精神保健福祉士等
25	のべ27人	15市町(角田市, 大河原市, 柴田町, 塩竈市, 名取市, 岩沼市, 多賀城市, 大和町, 大崎市, 栗原市, 石巻市, 女川町, 登米市, 気仙沼市, 南三陸町)	社会福祉士 精神保健福祉士等

- (3) 震災に係る教員加配については、全ての市町村の要望を踏まえ、前年度より12人増の228人を沿岸部の学校に重点的に配置した。(東部教育事務所管内82人, 南三陸教育事務所管内40人, 仙台教育事務所管内48人 *仙台市58人)

■ 表4 震災に係る教員加配

年度	小学校	中学校	特別支援学校	合計
26	143人	81人	4人	228人
25	134人	78人	4人	216人

- (4) 不登校対策の基礎資料を得るために、「不登校児童生徒の追跡調査」を実施した。調査から、中学校1年時に不登校になる傾向が強いこと、小学生が不登校となる要因には、親子関係や家庭生活環境の変化等、家庭生活にかかわる影響が強いこと等が明らかになった。また、不登校児童生徒が少ない学校では、児童生徒が活躍する場の設定、一人一人への積極的な声掛け、ねらいを明確にした授業実践や指導体制の工夫、問題行動等への組織的な対応等の特徴が明らかになった。

- (5) 不登校問題の改善を図るため、大学や市町村教育委員会、県PTA連合会、県臨床心理士会や精神保健福祉士会、教育機関等の関係者13名を委員とし「不登校対策推進協議会」を今年2月に立ち上げ、実効性のある施策の在り方について協議を始めた。

その協議内容を踏まえて、小・中学校の接続期に焦点を当てた「不登校を改善する視点」を示すとともに、「チームで取り組む中1不登校改善モデル」と、関係機関が連携して対応する「不登校対策の支援モデル」を策定し、リーフレットにまとめ県内各学校へ配布した。

3 県教委の取組

今回の結果を踏まえ、各市町村における不登校児童生徒の状況について更に分析し、結果を市町村教育委員会と共有するとともに、これまで以上に関係部局や保健福祉機関等と連携して、主に次の3つの対策を講じる。

- (1) 「不登校追跡調査」を継続実施し、不登校に係る実態把握の基礎となるデータを収集し、それらを基に、「不登校対策推進協議会」において、一層実効性のある施策を検討していく。また、不登校の多い市町村教育委員会と緊密な連携を進め、生徒指導教員加配の重点化や不登校の初期対応や別室登校等に対応する生徒指導支援員や訪問指導員の派遣、スクールカウンセラーの重点配置やスクールソーシャルワーカーの配置拡充を図る。
- (2) 不登校追跡調査から明確になった中1不登校の改善に向けた取組については、昨年度末から新たに開始したところであり、例えば、小・中学校間の情報の申し送り、欠席1日目の電話かけ、連続欠席3日目の家庭訪問の実施等に加え、学校における組織的な対応等、全ての学級や学校においてこうした取組が徹底されるよう、各市町村教育委員会と連携し、働き掛けていく。
- (3) 学級や学校が児童生徒にとって安心して過ごせる居場所となるよう、全ての教員に対して「どの子供にも積極的に声掛けをする」、「子供を褒めること、認めること」等の「学力向上に向けた5つの提言」の実践による授業改善を促し、魅力的な学校づくりの取組の推進によって未然防止に努めていく。

不登校児童生徒の現状について

1 平成26年度における本県小・中学校の不登校の現状

- (1) 本県の不登校児童生徒数は、小学校が501人(前年度比11人の増加)、中学校が2,190人(前年度比120人の増加)である。
- (2) 本県の不登校児童生徒の在籍者に占める割合(出現率)は、小学校が0.41%(前年度比0.01ポイントの増加)、中学校3.37%(前年度比0.20ポイントの増加)である。

■ 表1 不登校児童生徒数・出現率

【小学校】					【中学校】					【小学校+中学校】							
年 度	不登校児 童数(人)	出現率(%)			全国 順位	年 度	不登校生 徒数(人)	出現率(%)			全国 順位	年 度	不登校児童 生徒数(人)	出現率(%)			全国 順位
		県	国	全国比				県	国	全国比				県	国	全国比	
19	450	0.34	0.34	±0.00	20	19	2,203	3.24	2.91	+0.33	8	19	2,653	1.33	1.20	+0.13	12
20	439	0.34	0.32	+0.02	18	20	2,123	3.17	2.89	+0.28	7	20	2,562	1.30	1.18	+0.12	9
21	400	0.31	0.32	-0.01	23	21	2,022	3.02	2.77	+0.25	5	21	2,422	1.23	1.15	+0.08	12
22	417	0.32	0.32	±0.00	20	22	1,991	3.04	2.73	+0.31	9	22	2,408	1.24	1.13	+0.11	10
23	431	0.34	0.33	+0.01	17	23	1,914	2.92	2.64	+0.28	7	23	2,345	1.23	1.12	+0.11	10
24	455	0.37	0.31	+0.06	11	24	2,056	3.14	2.56	+0.58	1	24	2,511	1.33	1.09	+0.24	1
25	490	0.40	0.36	+0.04	16	25	2,070	3.17	2.69	+0.48	1	25	2,560	1.36	1.17	+0.19	6
26	501	0.41	0.39	+0.02	20	26	2,190	3.37	2.76	+0.61	2	26	2,691	1.45	1.21	+0.24	3

※不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあること。ただし、病気や経済的理由によるものを除く。

【参考】全国の小・中学校における不登校の現状 【平成27年度（H26年度分）学校基本調査速報】

- 全国の不登校児童生徒数は、小学校が25,866人(前年度比1,691人の増加)、中学校が97,036人(前年度比1,594人の増加)である。
- 全国の不登校児童生徒の在籍者に占める割合(出現率)は、小学校が0.39%(前年度比0.03ポイントの増加)、中学校が2.76%(前年度比0.08ポイントの増加)である。

	不登校児童生徒数			出現率		
	H25	H26	増減	H25	H26	増減
小学校	24,175人	25,866	+1,691人	0.36	0.39	+0.03
中学校	95,442人	97,036	+1,594人	2.69	2.76	+0.07

2 平成26年度の不登校対策

県教育委員会においては、震災3年経過後に配慮を要する児童生徒が最大値になるという前例や、平成24年度と平成25年度に中学生の不登校出現率が全国で最も高くなったことを踏まえ、市町村教育委員会と連携して以下の対策を講じてきた。

- (1) スクールカウンセラーの配置日数について、小学校では、震災時に就学前であった児童が在籍の過半数を超え、幼少期の心の問題が表出する傾向が強まることも踏まえ、配置日数を前年度比で400日増やし4,751日へ拡充した。

■ 表2 スクールカウンセラーの拡充

年度	小学校	中学校	緊急派遣(県外)	計
26	4,751日	5,679日	441日	10,871日
25	4,351日	5,555日	645日	10,551日

※平成26年度の津波被災14市町への配置日数については、合計6,067日で全体の56%である。

- (2) スクールソーシャルワーカーの活用については、要望のあった全ての19市町に対し、前年度より6人多いのべ33人を配置した。

■ 表3 スクールソーシャルワーカーの拡充

年度	SSW人数	SSW活用市町村	資格者等
26	のべ33人	19市町(白石市、角田市、大河原市、柴田町、蔵王町、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、利府町、大和町、大崎市、栗原市、石巻市、東松島市、女川町、登米市、気仙沼市、南三陸町)	社会福祉士 精神保健福祉士等
25	のべ27人	15市町(角田市、大河原市、柴田町、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、大和町、大崎市、栗原市、石巻市、女川町、登米市、気仙沼市、南三陸町)	社会福祉士 精神保健福祉士等

- (3) 震災に係る教員加配については、全ての市町村の要望を踏まえ、前年度より12人増の228人を沿岸部の学校に重点的に配置した。(東部教育事務所管内82人、南三陸教育事務所管内40人、仙台教育事務所管内48人 *仙台市58人)

■ 表4 震災に係る教員加配

年度	小学校	中学校	特別支援学校	合計
26	143人	81人	4人	228人
25	134人	78人	4人	216人

- (4) 不登校対策の基礎資料を得るために、「不登校児童生徒の追跡調査」を実施した。調査から、中学校1年時に不登校になる傾向が強いこと、小学生が不登校となる要因には、親子関係や家庭生活環境の変化等、家庭生活にかかわる影響が強いこと等が明らかになった。また、不登校児童生徒が少ない学校では、児童生徒が活躍する場の設定、一人一人への積極的な声掛け、ねらいを明確にした授業実践や指導体制の工夫、問題行動等への組織的な対応等の特徴が明らかになった。

- (5) 不登校問題の改善を図るため、大学や市町村教育委員会、県PTA連合会、県臨床心理士会や精神保健福祉士会、教育機関等の関係者13名を委員とし「不登校対策推進協議会」を今年2月に立ち上げ、実効性のある施策の在り方について協議を始めた。

その協議内容を踏まえて、小・中学校の接続期に焦点を当てた「不登校を改善する視点」を示すとともに、「チームで取り組む中1不登校改善モデル」と、関係機関が連携して対応する「不登校対策の支援モデル」を策定し、リーフレットにまとめ県内各学校へ配布した。

3 県教委の取組

今回の結果を踏まえ、各市町村における不登校児童生徒の状況について更に分析し、結果を市町村教育委員会と共有するとともに、これまで以上に関係部局や保健福祉機関等と連携して、主に次の3つの対策を講じる。

- (1) 「不登校追跡調査」を継続実施し、不登校に係る実態把握の基礎となるデータを収集し、それらを基に、「不登校対策推進協議会」において、一層実効性のある施策を検討していく。また、不登校の多い市町村教育委員会と緊密な連携を進め、生徒指導教員加配の重点化や不登校の初期対応や別室登校等に対応する生徒指導支援員や訪問指導員の派遣、スクールカウンセラーの重点配置やスクールソーシャルワーカーの配置拡充を図る。
- (2) 不登校追跡調査から明確になった中1不登校の改善に向けた取組については、昨年度末から新たに開始したところであり、例えば、小・中学校間の情報の申し送り、欠席1日目の電話かけ、連続欠席3日目の家庭訪問の実施等に加え、学校における組織的な対応等、全ての学級や学校においてこうした取組が徹底されるよう、各市町村教育委員会と連携し、働き掛けていく。
- (3) 学級や学校が児童生徒にとって安心して過ごせる居場所となるよう、全ての教員に対して「どの子供にも積極的に声掛けをする」、「子供を褒めること、認めること」等の「学力向上に向けた5つの提言」の実践による授業改善を促し、魅力的な学校づくりの取組の推進によって未然防止に努めていく。